

2025 年 10 月 6 日

大阪府内地方自治体首長 殿

及び 消費者行政担当課 御中

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 立石孝行

大阪府中央区本町 2-1-19-430

電話 06-6941-3745

令和 8(2026)年度の消費者行政予算の維持・増額を求める請願

貴自治体におかれましては、住民・消費者の権利擁護と暮らしの向上にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、各自治体で実施されている消費者行政は、地域で消費者のくらしの安全・安心を守り、国においては事業者処分や政策立案の基礎データとして活用され、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献しています。この消費生活相談を基盤とする地方消費者行政を後退させず、消費者被害防止を進めるためには、予算・体制の維持・拡充が不可欠です。

国は、この間、地方消費者行政の拡充に重要な役割を果たしてきた強化交付金につき、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（6 月 13 日閣議決定）において、「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す。」としています。これを受けて、今般、消費者庁は、令和 8（2026）年度予算概算要求において、「地方消費者行政強化交付金」分として令和 7（2025）年度当初予算から 10 億円増の 25.5 億円を要求しました。

地方消費者行政強化交付金の見直しがどのような内容で決定されるか注視していただくとともに、貴自治体におかれましては、今年度の強化交付金の活用の有無に関わらず、令和 8（2026）年度において、消費者行政予算（強化交付金活用自治体においてはその活用額を含む）を減額することなく、現行の行政水準を維持・拡充するために必要な予算を措置していただきますよう要望します。

なお、消費者庁地方協力課「令和 8 年度概算要求（交付金関係）説明資料」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_250901_01.pdf）によると、概算要求には以下をはじめとする見直しが、盛り込まれています。これらの措置が実現した場合には、積極的にご活用いただき、消費者行政の拡充を進めていただきますようお願いいたします。

- 活用期間終了を迎える地方消費者行政強化交付金推進事業につき、今年度活用している自治体が「相談機能維持・未然防止強化プラン」を策定することにより、実質的に令和 11（2029）年度まで延長する「相談機能維持・未然防止強化型（補助率：定額）」が盛り込まれています。

（なお、この実質的な期間延長が実現しなかった場合も、現在、推進事業を活用されている自治体におかれましては、活用期間の 2 年延長の条件として「交付金等活用期間経過後においても、地方公共団体の独自の取組として交付金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを、毎年度表明」されてきたことと承知しています。よって、その表明に則り、自主財源で手当いただきますようお願いいたします。）

- 消費生活相談員を「見守り活動支援員（仮称）」と位置付けることで、その報酬、謝金、見守り活動支援・出前講座実施経費、研修参加費をパッケージで支援する「担い手確保、人材育成・強化型（原則 1/2）」が盛り込まれています。
- 単独では消費生活センター設置・消費生活相談員配置が難しい市町村には、「広域連携推進型（時限、定額）」の支援措置が盛り込まれています。

また、2026 年 10 月から全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の新システムへの移行が予定されており、運用に必要なランニングコストは設置自治体負担になると聞いています。

該当する自治体におかれましては、これにより新たに生じる費用があれば現在の消費者行政予算に積み増して措置していただきますよう、合わせて要望します。

以上